災害等による学校給食の中止に伴う学校給食用パンの取扱について

公益財団法人長崎県学校給食会

学校給食用パン（以下「パン」という。）の取扱については、学校給食用パン加工委託

契約書により取り決めているところですが、風水害、伝染病等による学校給食の中止に伴

うパンの取扱については、下記によるものとします。特に、原材料に脱脂粉乳（免税品）

を使用しているためパンを廃棄処分する場合は、事前に所轄する税関長の承認が必要となり

ますので、適切に処理いただくようお願いします。

　なお、焼却以外の方法で処分、または税関長の承認なしで廃棄処分した場合、所轄する税

関より使用した脱脂粉乳に応じた追加徴税が賦されるとともに、税関による監査が入ること

があります。

 記

１　パンの変更期限（取り消しを含む）

パンの変更期限は「学校給食用物資売買契約書（風水害その他各種変更によるパンまたは

米飯の取扱）」により取り決めているが、災害時によるパンの取り消しは、該当するパン加

工委託工場（以下「パン工場」という。）の原料仕込み前（給食当日の２日前）までとする。

　なお、市町教育委員会、共同調理場長及び学校給食実施校長等（以下｢校長等｣という。）

が、この取り消し期限以降に取り消す場合は、「学校給食用物資売買契約が成立した（風

水害その他各種変更によるパンまたは米飯の取扱）」とみなし、原則として校長等はパンの

代金を支払うものとする。

２　取り消したパンの取扱

　　校長等は、変更期限以降に取り消したパン（パン生地を含む。）を処分する場合は、速

やかに公益財団法人長崎県学校給食会（以下「長崎県学校給食会」という。）へ連絡し、

責任を持って**焼却処分**すること。焼却処分に必要な経費については、パンの廃棄処分が決定した時点で、該当する共同調理場及び学校給食実施校等並びに市町教育委員会が負担する。

　　また、パン焼却処分までの一時保管場所、処分者、報告者等については、パン工場（また

は長崎県学校給食会）と校長等により協議を行い、誠意をもって対応する。

３　取り消したパンの処分場所及び方法

　　パンは、関税暫定措置法により関税が免除（無税）されている脱脂粉乳を使用している

ため、学校給食用以外については同法第９条によりかたく禁止されている。

　　したがって、校長等は、公的機関が管理運営する焼却場（またはそれに準じる施設）等

で焼却処分する。

ただし、前項のとおり協議のうえ、パン工場が処分を代行してもよい。（ごみ収集車での

廃棄はできない。）

４　報告書等の提出

パンを焼却処分した場合、長崎県学校給食会は、減免税物品滅却届（税関様式ｐ9510号）

を所轄税関等へ報告することが義務づけられている。

　　したがって、パンを焼却処分した校長等（処分を代行したパン工場）は、処分終了後、

速やかに以下の書類を作成し、長崎県学校給食会へ提出する。

（１）　学校給食用パンの焼却処分報告書　（様式１）

（２）　焼却処分を証明するもの（処分場の伝票等の写し）

様式１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

公益財団法人長崎県学校給食会理事長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　（報告者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　所属

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（名称）　　　　　　　　　　　　　　　印

学校給食用パン焼却処分報告書

標記のことについて、下記のとおり焼却処分したので報告いたします。

記

１．使用予定月日

２．使用予定学校名

３．焼却理由

４．焼却したパンの数量等

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 工 場 名 |  |  |  |  | 合 計 |
| 小麦粉量　　　　gパン | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 |
| 小麦粉量　　　　gパン | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 |
| 小麦粉量　　　　gパン | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 |
| 小麦粉量　　　　gパン | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 |
| 小麦粉量　　　　gパン | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 |
| 合　　計 | 個 | 個 | 個 | 個 | 個 |

５．焼却した年月日

６．焼却場所

７．焼却立会者　　　所　属

　　　　　　　　　　氏　名